

条 例 見 直 し 調 書

作 成 年 度

平成 20 年度

条 例 名		神奈川県立神奈川近代文学館条例	
条 例 番 号	昭和 59 年神奈川県条例第 3 号	法 規 集	第 4 編第 1 章第 4 節
所 管 部 局 室 課	県民部文化課		
条 例 の 概 要	近代文学に係る図書及びその著者の遺品等を収集し、整理保存し、及び展示し、並びに近代文学に係る図書を閲覧に供する施設である神奈川県立神奈川近代文学館の設置、管理等に関し必要な事項を定めている。		
検討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 〔現在でも必要な条例か。〕	神奈川近代文学館は、近代文学資料の収集等を行い、県民に文化活動の場を提供する施設であり、現在でも設置する必要がある。 この条例は、地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、神奈川近代文学館の設置、管理等に関し必要な事項を定めるものであり、必要な条例である。	
	有効性 〔現行の内容で課題が解決できるか。〕	収集、整理保存した資料を活用した展示、講演会等の開催、資料の閲覧のほか、ホール、会議室等の貸出しにより、県民の文化芸術活動等の場として積極的に活用されており、有効に機能している。	利用者数 平成 19 年度：55,292 人 平成 18 年度：43,534 人
	効率性 〔現行の内容で効率的といえ〕	施設及び設備の維持管理並びに近代文学資料の収集、整理保存、展示等に相当の知識と経験を有するなど一定の基準を満たす者に、一定期間、施設の管理等を行わせる指定管理者制度を導入しており、効率的な運営が行われている。	平成 18 年度から平成 22 年度まで財団法人神奈川文学振興会を指定管理者として指定。
	基本方針適合性 〔県政の基本的な方針に適合しているか。〕	県民の文化芸術の振興に向けて、「神奈川力構想」に基づき運営しているほか、指定管理者制度の導入は「行政システム改革基本方針」及び「神奈川県民間活力活用指針」の考え方方に合致したものである。	
	適法性 〔憲法、法令に抵触しないか。〕	地方自治法上の公の施設として必要な事項を定めている条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
その他			
見直し結果	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。		理 由
			現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。
次回見直し予定		平成 25 年度	見直し規定の有無
			有 無